

令和7年度（追加） 測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請要領

令和7年度に南陽市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の競争入札（随意契約を含む）に参加を希望される方は、次の要領で資格審査の申請をしてください。

1 受付期間

- 【持参の場合】 期 間：令和7年2月3日（月曜日）から令和7年2月28日（金曜日）まで
（土曜日、日曜日、祝日は除く）
時 間：午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで
場 所：南陽市役所2階 建設課 管理係
- 【郵送の場合】 期 間：令和7年2月3日（月曜日）から令和7年2月15日（土曜日）まで
※2月15日の消印有効です。
宛 先：〒999-2292 山形県南陽市三間通436番地の1
建設課 管理係
その他：受付票の返送のため、宛先を明記した返信用封筒（110円切手貼付）を必ず同封してください。

2 登録有効期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1か年度）

3 申請資格者

- 申請できるのは、次の全ての要件を満たす方です。
- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。
 - (2) 破産者で復権を得ていない者でないこと。
 - (3) 次の諸税に未納がないこと。
 - 〔市内法人〕固定資産税・都市計画税、法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税
 - 〔市内個人〕固定資産税・都市計画税、市県民税、国民健康保険税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
 - 〔市外法人〕法人税、消費税及び地方消費税
 - 〔市外個人〕申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
 - (4) 法律で義務付けられている社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入がなされていること。
 - (5) ① 役員等（個人の場合はその者、法人の場合はその役員又はその支店若しくは常時測量・コンサルタント等の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員でないこと。
 - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ③ 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していないこと。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

4 提出書類

- (1) 南陽市指定様式です。
- (2) A4版フラットファイル（金属留具不可）に次表の書類順に綴ってください。
- (3) 表紙と背表紙に「『令和7年度（追加）測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請』 登録事業所名」と記入してください。

書類番号	提出書類（◎必ず提出、○該当する場合提出）		
1	南陽市競争入札参加資格審査申請書（測量・コンサルタント等）	様式1	◎
2	登録証明書等（写し）		○
3	測量等実績調書	様式2	◎
4	営業所一覧表	様式3	◎
5	技術者経歴書	様式4	◎
6	有資格技術職員等調書	様式5	◎
7	【法人】登記事項証明書（全部事項証明書）（写し） 【個人】身分証明書（写し）		◎
8	財務諸表		◎
9	納税証明書（写し）		◎
10	印鑑証明書（原本）		◎
11	委任状	様式6	○
12	使用印鑑届	様式7	○
13	暴力団排除に関する誓約書	様式8	◎

5 申請書及び提出書類の要領

書類番号1 南陽市競争入札参加資格審査申請書（測量・コンサルタント等）【様式1】

申請者は本社の代表者とし、代表者印欄には本社の代表者印（実印）を押印してください。
委任した場合も申請者は本社の代表者となります。

- 〔注〕① 郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号が、「書類番号3 営業所一覧（様式2）」の記載内容と一致すること。
② 「書類番号10 印鑑証明書」の実印が押印されていること。

1 委任先の登録

主たる営業所からその他の営業所に委任する場合は、委任先の内容について記入してください。

- 〔注〕① 郵便番号、住所、営業所名称、電話番号及びFAX番号が、「書類番号3 営業所一覧（様式3）」の内容と一致すること。
② 営業所名称及び代表者職・氏名が「書類番号11 委任状（様式6）」の委任先名称、役職名及び氏名と一致すること。

2 登録希望業種

- (1) 「測量業者」の登録には、国土交通省の登録証等（写し）が必要です。
登録を希望する場合は、登録希望欄に○を付け、登録番号欄及び登録年月日欄を記入のうえ、有効期限以内の登録証等（写し）を提出してください。
- (2) 「建築士事務所」「不動産鑑定業者」「土地家屋調査士」「司法書士」「計量証明事業者」の登録には、国・都道府県・団体等の登録証等（写し）が必要です。

登録を希望する場合は、登録希望欄に○を付け、登録番号欄及び登録年月日欄を記入のうえ、有効期限内の登録証等（写し）を提出してください。

- (3) 「建設コンサルタント業務」「地質調査業務」「補償コンサルタント業務」は、登録証（写し）がなくても登録希望可能です。

登録を希望する場合は、登録希望欄に○を付けてください。なお、国土交通省の登録を受けている場合は、登録番号欄及び登録年月日欄を記入のうえ、有効期限内の登録証等（写し）を提出してください。

- 〔注〕登録希望業種の技術職員の保有資格について、「書類番号6 有資格技術職員等調書（様式5）」に延数を記入すること。

書類番号2 登録証明書等（写し）

有効期限内のものを提出してください。

書類番号3 測量等実績調書〔様式2〕

- (1) 登録を希望する業種ごとに、直近2か年分の主な完成業務及び着手した主な未完成業務について記入してください。
- (2) 下請業務については、「注文者」の欄には当該下請業務の直接の注文者の商号又は名称を記入し、「件名」の欄には当該下請業務の名称を記入してください。
- (3) 「測量等対象の規模等」の欄には、測量の面積・精度等、設計の階級・構造・延面積等を記入してください。
- (4) 本様式の内容を全て満たしていれば、任意様式でも可とします。

書類番号4 営業所一覧表〔様式3〕

- (1) 「名称」の欄には、主たる営業所、その他すべての営業所を記入ください。
- (2) 委任先を登録する場合は、その営業所の情報を蛍光ペン（黄）でなぞってください。
- (3) 本様式の内容をすべて満たしていれば、任意様式でも可とします。

書類番号5 技術者経歴書〔様式4〕

- (1) 登録を希望する種類ごとに作成してください。
- (2) 「学校の種類」欄には、大学、高等専門学校等の別を記入してください。
- (3) 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを全て記入してください。
- (4) 「実務経験」欄には、最近のものから記載し、純粹に業務に従事した職種及び地位を記入してください。
- (5) 委任先を登録し、委任先に技術者がいる場合、「委任先技術者」の欄に、○を記入してください。
- (6) 「委任先技術者」欄以外について、本様式の内容を全て満たしていれば、任意様式でも可とします。この場合「委任先技術者」については、欄外右側に○を付けてください。

書類番号6 有資格技術職員等調書〔様式5〕

- (1) 本様式は南陽市指定の様式です。
- (2) 有資格者について、延人数を記入してください。

書類番号7 【法人】登記事項証明書（全部事項証明書）（写し可）

【個人】身分証明書（写し可）

申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。

書類番号8 財務諸表（写し可）

【法人】直近の事業年度分の決算報告書

【個人】青色：確定申告書の写し、青色申告決算書及び貸借対照表

白色：確定申告書の写し及び収支内訳書

書類番号9 納税証明書（写し可）

申請書提出日の直前3か月以内に発行された、未納の税額がないことを証明するものを提出してください。

〔市内法人〕固定資産税・都市計画税、法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税

〔市内個人〕固定資産税・都市計画税、市県民税、国民健康保険税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

〔市外法人〕法人税、消費税及び地方消費税

〔市外個人〕申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

(1) _____については、南陽市長の発行する登録基準年度の前年度（令和6年度）の納税証明を提出ください。

ただし、決算が12月以降の法人については、令和5年度の証明で可とします。発行日において納期到来分に未納税額がない証明書とします。

(2) _____については、税務署の発行する最新事業年度の納税証明書「その3の2」を提出ください。

(3) _____については、税務署の発行する最新事業年度の納税証明書「その3の3」を提出ください。

書類番号10 印鑑証明書（原本）

申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。

〔法人〕法務局の発行する代表者の印鑑証明書

〔個人〕市町村長の発行する印鑑証明書

書類番号11 委任状【様式6】

(1) 委任先を登録する場合提出してください。

(2) 代表者印は実印を押印してください。

(3) 本様式の内容をすべて満たしていれば、任意様式でも可とします。

書類番号12 使用印鑑届【様式7】

(1) 実印以外の印鑑を使用する場合のみ提出してください。

(2) 「使用印」は使用する印鑑、「実印」は印鑑証明の実印を押印してください。

(3) 代表者印は実印を押印してください。

(4) 本様式の内容をすべて満たしていれば、任意様式でも可とします。

書類番号13 暴力団排除に関する誓約書【様式8】

「私」又は「当社」のいずれかにチェックを記入してください。

6 その他

・様式1は、2頁にわたりますので、遺漏なく提出してください。

- ・「物品納入」及び「役務提供」については、財政課に申請してください。
- ・行政書士による代理申請ができます。この場合、申請者（業者）から代理人（行政書士）への委任状が必要となります。また、申請書には申請者（業者）の押印は不要になり、代理人（行政書士）の押印が必要となります。
- ・登録事項に変更があった場合は、速やかに、変更届に必要な書類を添えて提出してください（郵送でも可）。ただし、登録後の業種の追加はできません。

7 問合せ先

南陽市建設課 管理係 電話〔直通〕0238-40-8392
〔代表〕0238-40-3211（内線324）